

## 自然人より自由に移動する法人（企業）をどう規制するか

国家による経済活動は無視し得ないとはいえ、経済活動を実際に行うのは私人であることが多い。しかも、国家による経済活動を国際法により規制することは、少なくとも理論的には容易であるが、企業を含む私人の経済活動の規制は基本的には各国国内法に委ねられる。

しかし、次のような事態にはどのように対応すべきだろうか。

- アメリカ系企業国際電信電話会社(ITT)は、1970 年チリ大統領選挙において、左派候補アジェンデの落選工作を行う。CIA に 100 万ドルの資金提供を申し出たほか、軍部によるクーデターも検討された。アジェンデは、選挙戦において重要産業の国有化を公約に掲げ、大統領就任後は ITT 系チリ電話会社の国有化も行った。1973 年 9 月 11 日にアジェンデは軍事クーデターの結果自殺に追い込まれる。
- 1990 年代、仏企業 Total と米企業 Unocal は、ミャンマーでの石油パイプライン建設に際し、現地政府と協力の上、建設に支障となる少数者カレン人に対し、強制移住、強制労働等を行った。

その他、先進国企業が、労働基準・人権保障基準・環境基準の低い発展途上国に経済活動に移転し、価格競争力を高めている（「ソーシャル・ダンピング」「公害輸出」）、との批判は以前から根強い。

このような動きに対して、以下のような試みがなされている。それぞれの長短を考えよ。また、これら以外にどのような対応方法があり得るだろうか。

- [OECD 多国籍企業行動指針](#)
  - [外務省](#)
  - [経団連 OECD 諮問委員会](#)
- [国連グローバル・コンパクト](#)
  - [グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク](#)
  - [三菱商事の環境・CSR](#)
- [国連ビジネスと人権に関する指導原則（日本語訳）](#)
  - [三井物産 CSR 人権への取り組み](#)
- [ILO 多国籍企業宣言](#)
  - [日本でのシンポ](#)
- [ISO26000（日本語での解説）](#)
  - [トヨタ ISO26000 対照表](#)

#### 参考文献

- 小寺彰「多国籍企業行動指針の法的意味」総合研究開発機構（編）『経済のグローバル化と法』（三省堂、1994 年）16 頁。
- 菅原絵美「『企業の人権保障義務』とその実現(1)～(3・完)」国際公共政策研究 12 巻 2 号（2008 年）177 頁、13 巻 2 号（2009 年）113 頁、14 巻 2 号（2010 年）63 頁。
- 菅原絵美「人権 CSR の世界的な展開 第 1 回～」ヒューマンライツ 2011 年 10 月号～（連載中）。
- 三浦聡「国連グローバル・コンパクトの意義」日本国際経済法学会年報 18 号（2009 年）1 頁。
- 経済産業省 [最近の CSR 政策を巡る動向について](#)